

令和4年1月21日

保護者各位

野田市児童家庭部長

## 新型コロナウイルス感染症に係る家庭内保育のお願いについて

日頃より、野田市の学童保育行政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の急拡大により、本市におきましても感染者数が著しく増加しており、市内学校・児童福祉施設等関係者の感染による臨時休校・休所が複数発生している状況となっています。

また、1月21日から千葉県に「まん延防止等重点措置」が適用されることから、野田市におきましても、より一層の感染拡大防止の強化が必要であること、学童保育所の機能維持の観点から、出来る限り家庭での保育のご協力をお願いいたします。

### 1. 家庭内保育の協力について

学童保育所では、施設の清掃・消毒や手洗いの徹底等、引き続き感染防止対策に留意していますが、子どもたちが集まる以上、当該感染症を完全に防止できるとは言えない状況下であり、「クラスター」と呼ばれる感染者の集団が発生するなどのリスクを免れません。

そのため、ご家庭で保育が可能な方については、早めのお迎えや通所を控える等、出来る限りのご協力をお願いいたします。

### 2. 家庭内保育のお願い期間

令和4年1月21日（金）から令和4年2月13日（日）まで

※家庭内保育を強制するものではありません。また、保育料の免除はありません。

### 3. その他

下記に該当した場合は、速やかに利用されている学童保育所にご連絡いただき、お子さまの通所を控えていただきますようお願いいたします。

- ① 従来の新型コロナウイルスに感染した場合の主な症状である発熱のほか、オミクロン株の初期症状としてみられる、喉の痛み・声枯れ・倦怠感等の体調不良がお子さま本人や同居のご家族等に認められた場合
- ② お子さまを含めたご家族の方について、新型コロナウイルス感染が疑われ、PCR検査等を受けられる場合

なお、市内の感染状況がさらに拡大する場合は、通所自粛を要請する場合があります。